

帰還困難区域の復興・再生に向けた展開と到達点と課題 ー特定帰還居住区域の指定実態を踏まえてー

川崎 興太^{1*}

【要 約】 本研究は、特定帰還居住区域制度が創設されるまでの帰還困難区域の避難指示の解除に向けた政策の展開を整理した上で、特定帰還居住区域制度が施行されてから1年後における同区域の指定の実績と計画の内容を分析するとともに、帰還困難区域が指定されている市町村の特定帰還居住区域に関する認識を明らかにし、帰還困難区域の復興・再生に向けた課題を提示することを目的とするものである。特定帰還居住区域制度が施行されてから1年後の2024年6月時点では、特定帰還居住区域は、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町の4市町村の合計の1,900 haに指定されている。本研究では、市町村に対するアンケート調査の結果などを踏まえて、帰還困難区域の復興・再生に向けた課題として、特定帰還居住区域制度に関する諸問題の解消、帰還困難区域の全域の避難指示解除に向けた具体的な方針の明示、森林における放射線防護を目的とする除染と環境回復を目的とする“除染”の実施を提示した。

キーワード：帰還困難区域、特定帰還居住区域、避難指示解除、復興、除染

2024年8月19日受付 2024年11月28日受理

* Corresponding author: Email: kawasaki@sss.fukushima-u.ac.jp

¹ 福島大学 共生システム理工学類 (〒960-1296 福島県福島市金谷川1番地)